

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり参加表明書及び提案書の提出を要請します。

令和8年6月9日

東吾妻町長 齋藤 貴史



1 事業概要

- (1) 事業名 第3次総合計画策定に伴う事前調査業務委託
- (2) 事業内容 「第3次総合計画策定に伴う事前調査業務委託仕様書」のとおりに従う
- (3) 履行期限 契約締結日から令和9年3月31日まで

2 参加資格

- (1) 東吾妻町において対象事業の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 本プロポーザル手続開始日から契約締結の日までの期間において、東吾妻町建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成18年3月27日告示第26号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (5) 令和3年度以降に地方公共団体から委託された総合計画策定の業務実績があること。

3 提案書を特定するための基準

「第3次総合計画策定に伴う事前調査業務委託プロポーザル実施要領」に基づく提案内容、提案書類等によりプロポーザル審査において審査を行い、被特定者を選定する。

4 手続等

- (1) 担当課  
〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046番地  
東吾妻町役場 企画課 企画調整係  
TEL:0279-68-2111 FAX:0279-68-4900  
e-mail:ki-chousei@town.higashiagatsuma.gunma.jp
- (2) 実施要領・仕様書の交付期間、交付場所および方法  
令和8年6月9日から令和8年6月16日まで東吾妻町ホームページに掲載する
- (3) 参加表明書及び提案書の受領期限、提出場所および方法

「第3次総合計画策定に伴う事前調査業務委託プロポーザル実施要領 3 プ  
ロポーザルの手続き」に記載のとおり

(4) 被特定者選定までのスケジュール

「第3次総合計画策定に伴う事前調査業務委託プロポーザル実施要領 6 プ  
ロポーザルの日程」に記載のとおり

5 プロポーザル審査提案課題・評価項目・配点

評価項目	評価の視点	得点配分
業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的、内容について十分に理解しているか。</li> <li>・本町の状況を踏まえた提案となっているか。</li> <li>・総合計画と総合戦略の一体化に向けた考え方が示されているか。</li> </ul>	10点
地域の現状分析及び地域課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の基礎となる基本指標の把握、分析の方法・考え方は、適切で効果的か。</li> <li>・住民意識調査、関係団体・民間事業者等調査の調査項目について、町の実情を考慮した上で将来を見据えた提案となっているか。</li> <li>・住民意識調査、関係団体、民間事業者等調査の結果分析方法は、効果的な提案となっているか。</li> </ul>	15点
施策設定・進行管理手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の設定方法・考え方は、適切で効果的か。</li> <li>・施策体系の構築方法が論理的で、総合計画と総合戦略の整合性が確保されているか。</li> <li>・掲載する施策の進行管理手法は、効果的な提案となっているか。</li> </ul>	15点

住民参加手法の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加の会議体（ひがしあがつま創生会議等）の運営支援、住民意識調査や関係団体・民間事業者等調査の活用方法等、住民の意見を計画に反映させる手法について、効果的な提案となっているか。</li> <li>・住民ワークショップの目的、テーマ設定、進行方法、成果の整理が具体的かつ効果的か。</li> </ul>	15点
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を遂行するための組織体制は整っているか。</li> <li>・本業務に従事する予定の者は、総合計画策定に関する知識や経験を有しているか。</li> </ul>	10点
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県内の自治体における総合計画策定支援について、十分な実績があるか。また、そのノウハウを本業務に活用することが期待できるか。</li> </ul>	10点
見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積額及び積算内訳は妥当か。</li> <li>・上限額以内に収まっているか。</li> </ul>	10点
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画一体化、住民参加の観点で独自の工夫があるか。</li> <li>・上記以外に本業務の遂行につながる新たな視点や手法等について参加者独自の効果的な提案があるか。</li> </ul>	15点

## 6 その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成要否 要
- (3) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (5) 審査方法、審査内容及び審査結果に関する異議は認めない。
- (6) 提出された書類等は返却しない。
- (7) 提出資料の著作権は、提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、町は本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において提出書類の複製、保存を行い使用できるものとする。
- (8) 被特定者として特定された者が提出した提案書については、その内容を公表することができるものとする。